

株主各位

第39回定時株主総会

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表
7. 連結計算書類に係る会計監査報告
8. 計算書類に係る会計監査報告
9. 監査役会の監査報告

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、
書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社プレステージ・インターナショナル

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
2013年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権

(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
65個（新株予約権1個につき800株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
52,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 117,700円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 800円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2013年7月12日から2043年7月11日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ．新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たると場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	40個	32,000株	1名

2014年8月18日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
138個（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
55,200株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 85,400円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2014年9月18日から2044年9月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ．新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	60個	24,000株	1名

2015年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
202個（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
80,800株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 107,400円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2015年8月1日から2045年7月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ．新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	128個	51,200株	1名

2016年7月19日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
220個（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
88,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 157,100円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2016年8月4日から2046年8月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ．新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	119個	47,600株	1名

2017年7月19日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
251個（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
50,200株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 115,200円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年8月4日から2047年8月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	141個	28,200株	1名

2018年8月20日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
155個（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
31,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 118,400円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年9月5日から2048年9月4日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	126個	25,200株	1名

2019年7月17日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
158個（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
31,600株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 164,500円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2019年8月2日から2049年8月1日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	136個	27,200株	1名

2020年8月19日開催の取締役会決議による新株予約権
(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数
467個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
46,700株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 90,800円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年9月4日から2050年9月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ．新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	452個	45,200株	1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2014年8月18日開催の取締役会決議による新株予約権

(2025年3月31日現在)

2024年9月17日をもって行使期間が満了したことにより消滅いたしました。

2021年2月17日開催の取締役会決議による新株予約権

(2025年3月31日現在)

- ・新株予約権の数

5,731個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

573,100株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 2,000円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 80,300円（1株当たり 803円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2026年10月15日まで

- ・新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

(a) 当社又は子会社を任期満了により退任した場合

(b) 定年退職その他正当な理由がある場合

ロ. 新株予約権者は以下の各号に定める条件を充たしていた場合、それぞれに定められた割合を上限として新株予約権を行使することができる。

(a) 2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益が70億円を超過した場合 権利行使割合50%

(b) 2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益が80億円を超過した場合 権利行使割合100%

なお、当該営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切でないと当社が判断した場合、合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	3,538個	353,800株	224名
子会社の役員	846個	84,600株	15名
子会社使用人	679個	67,900株	42名

(注) 子会社の役員には、当社使用人兼務の子会社の役員を含んでおります。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

プレステージ・インターナショナルグループ（以下「当社グループ」という。）の行動規範に基づき、コンプライアンス規程を制定し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、必要に応じて外部の専門家に助言を求めるものとする。また代表取締役を中心とした取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとする。併せて当社のリスク・コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関とし、当社グループ全体のリスクやコンプライアンス全般に関する事項について、内部統制の構築を推進するものとする。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程において定める部署を主管として、適切に保存及び管理を行うものとする。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてリスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について整備を行うものとする。

④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、グループ会社管理規程を制定し、グループ会社の運営を管理、指導するものとする。グループ会社の取締役等はグループ会社管理規程に従い、自らの職務の執行にかかる事項を適宜報告するものとする。また、内部監査室は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用人とし、監査役及び監査役会がグループ経営統括本部と協議の上、選任した使用人を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させるものとする。

- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役室員としての使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合には、グループ経営統括本部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとする。

- ⑧ 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに当社の監査役及び監査役会に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、当社の監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、当社の監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

⑨ 監査役設置会社の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど所要の費用を請求するときは、監査役又は監査役会の求めに応じて適切に処理するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告するものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- 1) 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力に対するマニュアル」を整備するとともに、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害の防止するための対応を行うものとする。
- 2) 反社会的勢力に関する部署を総務部とし、情報の収集及び関係部署との情報の共有を図り対処を行うものとする。また、不当要求防止策責任者を設置し、平素から所管警察署と良好な関係維持に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

取締役会は取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役は法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議、決定並びに取締役の業務執行状況を報告しております。取締役会開催に際しては社外役員を含め、資料を事前に共有する等の方法により、意思決定の迅速化と監督の実効性を確保しております。

監査役会は法令、定款及び監査役会規程に従い、定例監査役会を毎月1回開催しており、各監査役が監査内容を報告して情報共有を行っております。また一部の重要案件については、取締役会、監査役会に先立って社外取締役及び監査役による検討会を必要に応じて開催し、独立した立場から討議を行う場を設けております。

また、グループの一体的な経営を目指し、主要子会社の執行役員を含めて登用した執行役員制度を導入しており、各執行役員は当社及び主要な子会社の取り巻く経営環境の変化に対し、機動的な業務執行を図り、必要に応じて執行役員会で審議、報告、共有を行っております。

② リスク・コンプライアンスに関する取り組み

当社は、リスク・コンプライアンス委員会と情報セキュリティ委員会を設置しております。当事業年度において部署、グループ会社の垣根を超えてグループとして戦略的なクラウド化を進める組織かつ、サイバーセキュリティに対する対策組織としてグループクラウドセキュリティ推進部（以下、CCoE）を設置いたしました。

代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を中心に、グループ全体のリスク・コンプライアンスに関する基本方針やリスク管理規程及びコンプライアンス規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク・コンプライアンス全般に関する事項について検討、審議を定期的に行い、結果を取締役に報告しております。また、不正行為等の早期発見と是正・防止をはかり、当社グループにおけるコンプライアンス経営を推進することを目的として、内部通報制度と取引先公益通報制度を構築しております。当社の監査役や外部の弁護士への通報窓口の設置や、不利益な取扱いの禁止等、必要に応じて制度の見直しを行い、より適切な通報制度の構築に努めております。

情報セキュリティ委員会は、当社グループにおける情報セキュリティに関する問題を検討し、意思決定を行う機関として情報セキュリティポリシー、ISMS認定事業所によるISMS文書等を検討・策定し、CCoEと連携して該当各部門に浸透させるための組織作り及び情報セキュリティポリシーに則ったセキュリティ対策を有効に実施させるための組織整備に努めております。当社グループの全従業員に対して年1回情報セキュリティ研修を実施、新規入社・復職される方には業務開始前の情報セキュリティ導入研修をするとともに、当社グループの基本方針の内容理解と周知徹底

のため、グループ経営理念、行動規範、秘密保持事項が盛り込まれた誓約書を年1回提出することとしております。その他、コンプライアンス関連の各種研修をeラーニングで実施しております。

また、安心して当社グループのサービスをご利用いただけるよう、2005年3月に認証取得の秋田BPOメインキャンパスを筆頭に、2024年6月に開設した岩手BPOフォートレスまでを範囲としたJIS Q 27001:2023 (ISO/IEC 27001:2022) の認証を継続取得しております。さらに2020年には、秋田BPOメインキャンパスにおいて、ドイツ自動車工業会 (VDA) が策定した情報セキュリティ上の評価基準 (VDA-ISA) であるTISAX (Trusted Information Security Assessment Exchange) に初めて登録され、認証を継続取得しております。

③ 監査役と内部監査部門との連携状況

監査役との毎月1回定例連絡会により監査計画、内部監査報告の内容について確認、協議及び情報共有を行うほか、適宜意見、情報の交換を行い、緊密な連携を保っております。また、当社及びグループ会社、海外拠点に対して監査を実施し、グループにおける業務執行の適正性を確認しております。

④ グループ会社の経営管理体制について

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社及び関係会社の業績及び運営を管理、指導しております。グループ会社の取締役等はグループ会社管理規程に従い、自らの職務執行にかかる事項を適宜報告しております。また、内部監査部門は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行っており、必要に応じて当社取締役会及びグループ会社取締役会に報告をしております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日 期首残高	1,601,210	2,857,631	37,043,690	△899,087	40,603,444
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,294,543		△2,294,543
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,870,043		4,870,043
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		4,344			4,344
非支配株主との取引に係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		38			38
自 己 株 式 の 取 得				△499,969	△499,969
自 己 株 式 の 処 分		△39,757		120,196	80,438
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△35,374	2,575,499	△379,772	2,160,352
2025年3月31日 期末残高	1,601,210	2,822,256	39,619,190	△1,278,859	42,763,797

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額 合計			
2024年4月1日 期首残高	849,893	2,568,197	3,418,090	278,778	2,924,487	47,224,801
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△2,294,543
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,870,043
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減						4,344
非支配株主との取引に係 る 親 会 社 の 持 分 変 動						38
自 己 株 式 の 取 得						△499,969
自 己 株 式 の 処 分						80,438
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△126,896	△25,743	△152,639	△16,126	425,544	256,778
連結会計年度中の変動額合計	△126,896	△25,743	△152,639	△16,126	425,544	2,417,131
2025年3月31日 期末残高	722,996	2,542,454	3,265,451	262,652	3,350,032	49,641,933

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

36社

(株)プレステージ・コアソリューション

(株)プレステージ・グローバルソリューション

(株)プレステージ・ヒューマンソリューション

タイム・コマース(株)

(株)プレミアアシスト

(株)プレミアアシスト・ネットワーク

(株)プレミアライフ

(株)イントラスト

(株)プレミアIT&プロセスマネジメント

(株)プレミア・クロスバリュー

(株)プレミアロータス・ネットワーク

(株)プレミア・エイド

(株)プレミア・インシュアランスパートナーズ

(株)プレミア・インシュアランスソリューションズ

(株)PI・EISインシュアランステクノロジー

(株)プレミア・ブライトコネクト

PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC.

Prestige International UK Ltd.

PRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL SERVICOS E
CORRETORA DE SEGUROS LTDA.

PRESTIGE INTERNACIONAL MÉXICO LTDA

Prestige International (S) Pte Ltd.

P. I. PHILIPPINES, INC.

JAPANESE HELP DESK INC.

PRESTIGE INTERNATIONAL CHINA CO., LTD.

PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., LTD.

Prestige International (HK) Co., Limited.

Prestige International (Taiwan) Co., Limited

PRESTIGE INTERNATIONAL AUSTRALIA PTY LTD

P. I. PRESTIGE INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED
JHD MED-AID INC.
P. I. PRESTIGE INTERNATIONAL (CAMBODIA) CO., LTD.
P. I MYANMAR PTE LIMITED
PRESTIGE INTERNATIONAL (M) SDN. BHD.
P. I. ASSISTANCE (THAILAND) CO., LTD.
PRESTIGE INTERNATIONAL VIETNAM Co.,Ltd
PI INSURANCE TECHNOLOGY SINGAPORE PTE. LTD.

Prestige Internacional do Brasil Ser. Int.Ltdaについては、2024年8月28日付でPRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL SERVICOS E CORRETORA DE SEGUROS LTDA. に社名を変更しております。

(株)イントラストは2024年11月1日付で(株)ラクーンレントを100%子会社化いたしました。

(株)プレミアライフは2025年1月1日付で(株)ラクーンレントを吸収合併いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 (株)プライムアシスタンス
(株)ファーストリビング アシスタンス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (株)マッシュアップブレイン

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

① 連結子会社のうち、PRESTIGE INTERNATIONAL CHINA CO., LTD.、PRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL SERVICOS E CORRETORA DE SEGUROS LTDA.、PRESTIGE INTERNACIONAL MÉXICO LTDA及びP. I. PRESTIGE INTERNATIONAL (CAMBODIA) CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 連結子会社のうち、P. I MYANMAR PTE LIMITEDの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
なお、取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

原材料及び貯蔵品

ハ. デリバティブ取引

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ハ. 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの、顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

オートモーティブ事業

主にロードアシスト及び自動車延長保証のサービスを提供しております。

ロードアシストについては、サービス対象となる自動車保険契約数又はロードサービスの提供件数に応じて報酬が決定し、前者は契約期間に応じて収益を認識、後者についてはサービス提供時点で収益を認識しております。

また、自動車延長保証サービスについては、自動車メーカーの保証期間終了後の点検や部品交換等を保証商品として提供しており、保証期間にわたって収益を認識しております。

プロパティ事業

主に住宅向けホームアシスト、マンション等の住宅設備延長保証サービス、コインパーキング向けにパークアシストなどのサービス提供しております。

ホームアシスト及びパークアシストについては、サ

ービス提供時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

住宅設備延長保証サービスについては、住宅設備等のメーカー保証期間終了後の点検や部品交換等を保証商品として提供しており、保証期間にわたって収益を認識しております。

グローバル事業

主に海外旅行医療保険のクレームエージェント（査定）、駐在員向けの医療サポート（ヘルスケアプログラム）、海外金融機関及び日系航空会社との3社提携により、米国において、主に日本人駐在員向けに現地通貨で決済できるクレジットカードの発行を提供しております。

海外旅行医療保険のクレームエージェント（査定）については、電話での受付業務で報酬が決定する契約と、査定処理件数に応じて報酬が決定する契約があり、前者については契約期間に応じた収益を、後者については、査定処理した件数に応じた収益を、それぞれ認識しております。

駐在員向けの医療サポート（ヘルスケアプログラム）については、サービス対象となる駐在員数に応じて報酬が決定する契約と駐在員が海外医療機関に受診した数に応じて報酬が決定する契約があり、前者は契約期間に応じた収益を認識、後者についてはサービス提供時点で収益を認識しております。

また、クレジットカードの発行サービスについては、主にカード利用に応じてカード加盟店から得られる手数料を収益としており、カード利用時に収益を認識しております。

カスタマー事業

国内のカスタマーコンタクトサービスを提供しており、契約期間に応じて収益を認識しております。

金融保証事業

主に家賃滞納時に賃借人に代わり家主へ家賃を保証するサービスを提供しております。

また、それらに関連する収納代行及びソリューションサービスを提供しております。

前者は保証期間にわたって収益を認識し、後者はサービス提供時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計 処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ. 繰延資産の処理方法 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ハ. のれんの償却方法及び 償却期間

のれんの償却については、個々の実態に応じた期間に亘り均等償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては一括償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度までに区分掲記して表示しておりました「預り金」(当連結会計年度は3,480,973千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」(前連結会計年度16,292千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」(前連結会計年度9,152千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」(前連結会計年度10,068千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社グループは、保証履行引当金について、連結会計年度末時点において立替が発生している保証委託契約に対して、追加的な立替の発生や費用発生の見込額に基づき保証履行による将来の予想損失額を計上しておりました。一方で、保有する保証委託契約数の増加に伴い、連結会計年度末時点において滞納が発生していない保証委託契約についても、追加的な立替の発生を加味した上で保証履行引当金を計上することが必要と判断し、検討を進めた結果、当連結会計年度末において保証履行の実績データの分析及び整備が完了し体制が整ったことから、連結会計年度末時点において立替が発生していない保証委託契約に対しても、保証履行による将来の予想損失額を保証履行引当金として計上することといたしました。

この見積りの変更により、当連結会計年度末の保証履行引当金は349,367千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております

7. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

8. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

オートモーティブ事業を行うための最低保証金として、定期預金5,011千円を預けております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,125,065千円

(3) (2) の有形固定資産の減価償却累計額の中には減損損失累計額が含まれております。

(4) 圧縮記帳

国庫等補助金により取得した資産につき取得価額から控除されている圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	2,181,888千円
構築物	187,315千円
車両運搬具	1,804千円
工具、器具及び備品	249,807千円
ソフトウェア	207,301千円
その他の無形固定資産	9千円

(5) 保証債務

金融保証事業における家賃保証業務等に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

家賃保証業務等

740, 017, 849千円

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	128,676,300	—	—	128,676,300

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	764,141千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	6.0円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月12日

ロ. 2024年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	1,530,401千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	12.0円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	1,521,500千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	12.0円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月10日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2013年6月25日 取締役会決議分	2014年8月18日 取締役会決議分	2015年7月16日 取締役会決議分	2016年7月19日 取締役会決議分	2017年7月19日 取締役会決議分	2018年8月20日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	32,000株	24,000株	51,200株	47,600株	28,200株	25,200株
新株予約権の残高	40個	60個	128個	119個	141個	126個

	2019年7月17日 取締役会決議分	2020年8月19日 取締役会決議分	2021年2月17日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	27,200株	45,200株	506,300株
新株予約権の残高	136個	452個	5,063個

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金調達は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金の調達となっております。運転資金は自己資金で大部分が賄われており、不足部分を短期借入金で賄っております。また、設備投資資金は通常発生するものに関しては、自己資金で大部分が賄われておりますが、大型の設備投資資金に関しては、財務の健全性から一部を長期借入金で調達しております。余剰資金は、短期的な銀行預金ないし安全性の高い債券等に限定して運用しております。デリバティブ取引は、事業活動上生じる金融の市場リスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての有価証券及び投資有価証券は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、営業管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引に関しては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ、市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、財務経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、注記事項「デリバティブ取引に関する注記」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	7,063,251	7,063,251	—
資産計	7,063,251	7,063,251	—
長期借入金（※1）	125,000	124,874	△125
負債計	125,000	124,874	△125
デリバティブ取引（※2）	(22,041)	(22,041)	—

（※1）1年内返済予定額を含めております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、売掛金、立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

投資有価証券

これらの時価について、株式及び投資信託等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

2. 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	17,156
関係会社株式	2,486,302
組合出資金	25,355

3. 債務保証契約については、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、代位弁済に係る回収不能見込額を控除した残額を、現在価値に割り引いたものを時価としております。なお、当連結会計年度の債務保証契約の時価は2,331,066千円であります。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	23,407,674	—	—	—
売掛金	6,485,910	—	—	—
立替金	10,730,598	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券	—	—	100,000	—
合計	40,624,182	—	100,000	—

	1年以内 (米ドル)	1年超 5年以内 (米ドル)	5年超 10年以内 (米ドル)	10年超 (米ドル)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券	9,000,000	13,000,000	12,000,000	6,000,000
合計	9,000,000	13,000,000	12,000,000	6,000,000

5. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	125,000	—	—	—	—	—
合計	125,000	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	265,564	—	—	265,564
債券	—	6,007,300	—	6,007,300
投資信託	790,386	—	—	790,386
資産計	1,055,951	6,007,300	—	7,063,251
デリバティブ取引	—	△22,041	—	△22,041

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	124,874	—	124,874
負債計	—	124,874	—	124,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、投資信託及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レートの観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

債務保証契約

レベル 3 の時価として、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、代位弁済発生及び回収率を基に算出した代位弁済に係る回収不能見込額を控除した残額を、現在価値に割り引いたものを時価としております。

11. デリバティブ取引に関する注記

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,573,345	—	△22,041	△22,041
合計		1,573,345	—	△22,041	△22,041

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	報告セグメント			合計 (千円)
	日本 (千円)	米州・欧州 (千円)	アジア・ オセアニア (千円)	
オートモーティブ事業	27,254,234	—	—	27,254,234
プロパティ事業	8,652,002	—	—	8,652,002
グローバル事業	4,617,899	3,064,968	1,251,587	8,934,455
カスタマー事業	6,743,388	—	—	6,743,388
金融保証事業	1,701,504	—	—	1,701,504
IT事業	611,971	—	253,599	865,570
ソーシャル事業	697,425	—	—	697,425
顧客との契約から生じる収益	50,278,426	3,064,968	1,505,187	54,848,582
その他の収益	8,871,220	—	—	8,871,220
外部顧客への売上高	59,149,647	3,064,968	1,505,187	63,719,802

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

- ・2.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- ・その他の収益は、金融保証事業であり、主に家賃等を保証するサービスであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債	当連結会計年度 (千円)
期首残高	4,246,490
期末残高	4,461,263

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、2,447,193千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の履行が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
1年以内	2,944,351
1年超2年以内	792,096
2年超3年以内	284,852
3年超	439,962

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 363円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 38円28銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行、及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得する株式の総数

750,000株 (上限)

③取得する期間

2025年6月2日～2025年9月22日

④取得価額の総額

500,000千円 (上限)

⑤取得の方法

東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付け

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却について決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類 当社普通株式

(2) 消却する株式の数 1,500,000株

(3) 消却予定日 2025年5月30日

(参考) 消却後の発行済株式総数 127,176,300株

15. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
2024年4月1日 期首残高	1,601,210	993,895	162,986	1,156,882	18,508,533	18,508,533	△899,087	20,367,538
事業年度中の変動額								
新株の発行								
剰余金の配当					△2,294,543	△2,294,543		△2,294,543
当期純利益					2,805,422	2,805,422		2,805,422
自己株式の取得							△499,969	△499,969
自己株式の処分			△39,757	△39,757			120,196	80,438
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△39,757	△39,757	510,878	510,878	△379,772	91,348
2025年3月31日 期末残高	1,601,210	993,895	123,229	1,117,125	19,019,411	19,019,411	△1,278,859	20,458,886

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年4月1日 期首残高	833,415	833,415	260,570	21,461,524
事業年度中の変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				△2,294,543
当期純利益				2,805,422
自己株式の取得				△499,969
自己株式の処分				80,438
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純 額)	△120,500	△120,500	△12,729	△133,229
事業年度中の変動額合計	△120,500	△120,500	△12,729	△41,881
2025年3月31日 期末残高	712,915	712,915	247,840	21,419,642

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

・ 市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
なお、取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	10～20年
機械及び装置	4～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

- ② 無形固定資産
 (リース資産を除く)
 ・ ソフトウェア 利用可能期間 (2年～5年) に基づく定額法
- ③ リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 繰延資産の処理方法
 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示しておりました「未収入金」（前事業年度1,246,173千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式2,164,992千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を実施しています。

実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか判断するにあたって、発行会社の財政状態、経営成績、中期事業計画の実行可能性に影響するその他特定の要因、発行会社が事業を行っている産業の特殊性、実質価額の回復が十分に見込まれる期間まで当社グループが保有し続けることができるか否か等を考慮しますが、時には見積りや予測を必要とします。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比べて著しく下落した関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断しました。そのため、回復可能性の見積りは行っておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

ロードアシスト事業を行うための最低保証金として定期預金5,011千円を預けております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,017,329千円

(3) 圧縮記帳

国庫等補助金により取得した資産につき取得価額から控除されている圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	2,129,462千円
構築物	187,315千円
車両運搬具	1,804千円
工具、器具及び備品	247,418千円
ソフトウェア	174,783千円
その他の無形固定資産	9千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,441,694千円
② 長期金銭債権	125,983千円
③ 短期金銭債務	5,757,509千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	15,680,451千円
② 営業取引以外の取引高	1,512,235千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度末（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の 株 式 数（株）	当事業年度増加 株 式 数（株） （注 1）	当事業年度減少 株 式 数（株） （注 2）	当事業年度末の 株 式 数（株）
普 通 株 式	1,319,308	741,815	176,500	1,884,623
合 計	1,319,308	741,815	176,500	1,884,623

（注） 1. 自己株式の取得による増加であります。

2. 自己株式の処分による減少であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

投資有価証券評価損	87,180千円
株式報酬費用	129,916千円
未払費用	28,455千円
未払事業税	11,706千円
賞与引当金	181,705千円
貸倒引当金	35,908千円
確定拠出年金移管額	8,471千円
資産除去債務	579,315千円
減損損失	2,482千円
その他有価証券評価差額金	14,998千円
その他	13,375千円
評価性引当額	△710,240千円
繰延税金負債と相殺	△383,276千円
繰延税金資産の純額	—

（繰延税金負債）

資産除去債務に対応する除去費用	407,222千円
その他有価証券評価差額金	336,169千円
繰延税金資産と相殺	△383,276千円
繰延税金負債の純額	360,116千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	資本金又は 出 資 金 (千 円)	議決権等の 所 有 (被所有)割 合 (%)	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子 会 社	㈱プレスステージ・ コアソリューション	100,000	直接所有 100.0	経 営 管 理 役 員 の 兼 任 業 務 委 託 出 向 者 の 転 出	業務委託料の受取 (注4)	968,490	—	—
					設備利用料の受取 (注4)	1,467,258	—	—
					配当金の受取 (注3)	1,940,000	—	—
					出向者分担保金の受取 (注5)	9,149,171	—	—
					財 務 代 行	—	未払金	4,179,392
子 会 社	㈱プレミアアシスト	100,000	直接所有 100.0	経 営 管 理 出 向 者 の 転 出 役 員 の 兼 任	貸付金の回収 (注2)	80,000	短期貸付金	80,000
					金利の受取 (注2)	3,366	長期貸付金	320,000
子 会 社	㈱プレミアアシスト・ネットワーク	50,000	直接所有 100.0	経 営 管 理 資 金 の 寄 託 出 向 者 の 転 出	資 金 の 借 入 (注1)	300,000	短期借入金	790,000
					金利の支払 (注1)	717	—	—
子 会 社	㈱プレスステージ・ グローバルソリューション	100,000	直接所有 100.0	経 営 管 理 出 向 者 の 転 出	出向者分担保金の受取 (注5)	434,176	未収入金	1,021,903
子 会 社	㈱プレスステージ・ ヒューマンソリューション	25,000	直接所有 100.0	出 向 者 の 転 出 資 金 の 寄 託	資 金 の 返 済 (注1)	63,000	短期借入金	327,000
					金利の支払 (注1)	392	—	—

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	資本金又は 出 資 金 (千 円)	議決権等の 所 有 割 (被所有)割 (%)	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
当 社 の 役 員	玉上 進一	—	被所有 直接 1.6	金銭報酬債権 の 現 物 出 資	金銭報酬債権 の 現 物 出 資 (注6)	41,948	—	—

- (注) 1. 当社は、国内グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）を導入しており、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。なお、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 貸付資金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は10年以内の分割返済としております。
3. 配当金の受取については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。
4. 業務委託料の受取及び設備利用料の受取については、当社の運営費用及び業務内容を勘案した上で決定しております。
5. 出向者分担金の受取については、出向者に係る人件費相当額としております。
6. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 166円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 22円05銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表 14. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社プレステージ・インターナショナル
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由良知久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉持直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プレステージ・インターナショナルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレステージ・インターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会

計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社プレステージ・インターナショナル
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由 良 知 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉 持 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレステージ・インターナショナルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等が不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社プレステージ・インターナショナル 監査役会

常勤監査役 杉 山 傑 (印)

常勤監査役 吉 田 範 夫 (印)

社外監査役 原 勝 彦 (印)

社外監査役 小 野 傑 (印)

以 上